

# ○社会福祉法人弘前市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

平成 18 年 3 月 1 日  
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会規程第 14 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員の受ける報酬、諸手当、費用弁償及び給付金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

**第 2 条** この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 職員兼務役員とは、本会の職員であって本会の理事を兼ねている者をいう。

(役員の報酬等)

**第 3 条** 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって、支給しない。

2 常勤役員には、別に定めるもののほか報酬、通勤手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当を支給する。

3 非常勤役員には、本会部会及び委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づき報酬又は費用弁償を支給する。

4 職員兼務役員には、この規程による報酬は支給せず、職員給与を本会職員給与規程に基づき支給する。

(常勤役員の報酬)

**第 4 条** 常勤役員の報酬は、月額 184,300 円とする。

2 報酬の支給については、本会職員給与規程第 13 条から第 15 条までの規定を準用する。

(常勤役員の手当)

**第 5 条** 常勤役員の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当については、本会職員給与規程第 16 条の規定に基づく本会職員手当等支給基準（以下この条において「支給基準」という。）の規定を準用する。この場合において、支給基準第 10 条第 4 項中、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 160」と、同条第 8 項中「基本給及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額」とする。

2 期末手当の支給については、前項に規定する当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

(旅費)

**第 6 条** 常勤役員が、職務のため会議等に出席する場合の旅費は、本会職員等の旅費に関する規程中、役員区分で規定する額を支給する。

2 常勤役員が、本会の理事会、評議員会及び各種委員会等に出席した場合の旅費は、特別の場合を除きこれは支給しない。

(共済制度及び給付金)

**第 7 条** 常勤役員に対する共済制度及び給付金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険に加入し、標準報酬月額により保険料を納付（本人負担額）するものとする。
- (2) 退職金は青森県民間社会福祉事業職員共済に加入し、その給付金によるものとする。ただし、死亡した場合はその遺族に支給する。この場合の遺族とは、本会職員退職金の支給に関する規程第7条の規定を準用する。

(補足)

**第8条** この規程に定めるもののほか、役員報酬等に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、改正後の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会常勤役員の給料等に関する規程の規定は、平成19年12月1日から適用する。  
(平成21年6月に支給する期末手当の額の特例)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月7日から施行し、平成21年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年12月4日から施行し、平成24年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年12月3日から施行し、平成26年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年2月24日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成28年4

月1日から施行する。

2 第1条の規程による改正後の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会常勤役員の給料等に関する規程（「改正後の規程」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会常勤役員の給料等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払いとみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年12月21日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会常勤役員の給料等に関する規程（「改正後の規程」という。）は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会常勤役員の給料等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払いとみなす。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成31年3月18日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払い）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の社会福祉法人弘前市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払いとみなす。

#### 附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行し、令和元年7月1日から適用する。